

薬生衛発0919第1号
令和元年9月19日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（公印省略）

公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について

公衆浴場におけるレジオネラ属菌の検査方法の具体的手順については、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日生衛発第1,811号厚生省生活衛生局長通知）の別添1「公衆浴場における水質基準等に関する指針」において、「新版レジオネラ症防止指針」の「<付録>1環境水のレジオネラ属菌検査方法」を参照すること」とされてきたところです。

今般、環境水中のレジオネラを計数する方法を記載したISO11731が改正されたこと等を受け、厚生労働科学研究を実施したところであり、同研究成果を踏まえ、レジオネラ属菌の検査方法の平準化等を目的として、別添のとおり公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法を策定したので、貴管下の関係者へ周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。